

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間で個人情報の取扱いに関する秘密保持に関しても契約等に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和7年7月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種事務は、予防接種法に基づき、疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種を実施するための事務を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①予防接種(新型インフルエンザの予防接種を含む。以下同じ)の実施に関する事務 ②予防接種の給付の支給に関する事務 ③予防接種の実費の徴収に関する事務 ④予防接種の記録
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 電子審査システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項、別表14及び126項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表省令第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供及び情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、27、28、29、153及び154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保険健康課
②所属長の役職名	保険健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保険健康課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
		いつ時点の計数か
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
		いつ時点の計数か
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		新規作成	事後	
令和2年3月12日	全項目（評価再実施）			事前	
令和3年3月1日	全項目（評価再実施）			事前	
令和3年6月10日	全項目（評価再実施）			事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4 ②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報 5 ①	子育て健康部健康推進課	福祉部保険健康課	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5 ②	健康推進課長	保険健康課長	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 8	子育て健康部健康推進課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町陣取山54 (0561)34-5311	福祉部保険健康課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111	事後	
令和7年2月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従って次のとおり実施している。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底 ・住基ネット照会によりマイナンバーを確認する際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年2月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である マイナンバーの取得後の取扱いについて次のとおり実施しているため、対策は十分である。 ・みよし市における特定個人情報等の取扱いに関する規程の遵守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底	事後	
令和7年2月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子審査システム	事後	
令和7年7月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①予防接種の実施に関する事務	①予防接種(新型インフルエンザの予防接種を含む。以下同じ)の実施に関する事務	事後	
令和7年7月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項及び別表126項	1. 番号法第9条第1項、別表14及び126項	事後	
令和7年7月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	(情報提供及び情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条153の項	【情報提供及び情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、27、28、29、153及び154の項	事後	